

## ○ 盛岡市における子ども・子育て支援施策の現状

## 1-1 認定こども園

根拠法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)																									
内容	<p>【概要】 幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設。 ① 幼児教育・保育の両方の機能(親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施) ② 地域における子育て支援(相談活動や集いの場の提供等)を行う機能</p> <p>【対象児童】 0歳～小学校就学前まで</p> <p>【類型】</p> <table border="1"> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>認可幼稚園＋認可保育所(幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>認可幼稚園＋保育所的機能(幼稚園が保育所的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>認可保育所＋幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)</td> </tr> <tr> <td>地方裁量型</td> <td>保育所的機能＋幼稚園的機能(認可外施設が両方の機能を備える)</td> </tr> </table> <p>【利用時間】 1日4時間程度の利用や1日8時間程度の利用など、柔軟に選択可能。</p> <p>【利用料金(月額)】 各施設が設定(幼保連携型と保育所型は所得に応じた料金を設定)</p>	幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所(幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)	幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能(幼稚園が保育所的な機能を備える)	保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)	地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能(認可外施設が両方の機能を備える)																	
幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所(幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)																									
幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能(幼稚園が保育所的な機能を備える)																									
保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)																									
地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能(認可外施設が両方の機能を備える)																									
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>保育所部分利用者数</td> <td>49</td> <td>72</td> <td>105</td> <td>171</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年度4月1日現在)</p>		H22	H23	H24	H25	施設数	3	4	4	5	幼保連携型	1	3	3	4	幼稚園型	2	1	1	1	保育所部分利用者数	49	72	105	171
	H22	H23	H24	H25																						
施設数	3	4	4	5																						
幼保連携型	1	3	3	4																						
幼稚園型	2	1	1	1																						
保育所部分利用者数	49	72	105	171																						
現状・評価	所管が幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省であり、事務処理が煩雑となることなどから施設数がなかなか増えない状況である。新制度移行後、幼保連携型については、所管が内閣府に一本化され、事務処理が簡略化されることになっている。																									

## 1-2 幼稚園

根拠法	学校教育法																									
設備運営基準	幼稚園設置基準																									
内容	<p>【概要】 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。</p> <p>【対象児童】 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児</p> <p>【利用時間】 ・標準的な教育時間 … 4時間 ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施</p> <p>【利用料金】 [公立] 通常保育 月額 5,900円、預かり保育 月額 5,000円 [私立] 施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定</p>																									
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>3,706</td> <td>3,605</td> <td>3,728</td> <td>3,668</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年度5月1日現在) ※ 私立には「岩手大学教育学部附属幼稚園」を含む</p>		H22	H23	H24	H25	施設数	30	30	30	30	公立	4	4	4	4	私立	26	26	26	26	利用者数	3,706	3,605	3,728	3,668
	H22	H23	H24	H25																						
施設数	30	30	30	30																						
公立	4	4	4	4																						
私立	26	26	26	26																						
利用者数	3,706	3,605	3,728	3,668																						
現状・評価	年度により利用者数の増減はあるが、緩やかな減少傾向となっている。また、一部の園を除いて、利用者数が定員に満たない状況である。																									

### 1-3 保育所

根拠法	児童福祉法																									
設備運営基準	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例																									
内容	<p>【概要】 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳児又は幼児を保育する。</p> <p>【対象児童】 生後8週から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童</p> <p>【「保育に欠ける」基準】 就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができず、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 7:00～18:00 (19:00または20:00まで延長保育あり)</p> <p>【利用料金(月額)】 ・3歳以上児 0～39,700円 ・3歳児 0～45,500円 ※ 所得に応じて設定 ・3歳未満児 0～65,600円</p>																									
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>  公立</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>  私立</td> <td>39</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>5,074</td> <td>5,215</td> <td>5,344</td> <td>5,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年度4月1日現在)</p>		H22	H23	H24	H25	施設数	55	57	57	58	公立	16	16	15	14	私立	39	41	42	44	利用者数	5,074	5,215	5,344	5,397
	H22	H23	H24	H25																						
施設数	55	57	57	58																						
公立	16	16	15	14																						
私立	39	41	42	44																						
利用者数	5,074	5,215	5,344	5,397																						
現状・評価	保育所の定員拡大や新規開設を図っているが、共働き世帯等の増加により、保育所の利用申し込み者が増えているため、待機児童は解消されない状況である。																									

### 1-4 地域子育て拠点事業

根拠法	児童福祉法																									
内容	<p>【概要】 小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。</p> <p>【対象者】 小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【類型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>設置場所</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つどいの広場</td> <td>商業施設内</td> <td>10時～17時(週1日の休み)</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター</td> <td>保育所</td> <td>9時～16時(月曜～金曜)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【利用料金】 無料</p>	類型	設置場所	利用時間	つどいの広場	商業施設内	10時～17時(週1日の休み)	地域子育て支援センター	保育所	9時～16時(月曜～金曜)																
類型	設置場所	利用時間																								
つどいの広場	商業施設内	10時～17時(週1日の休み)																								
地域子育て支援センター	保育所	9時～16時(月曜～金曜)																								
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>  つどいの広場</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  地域子育て支援センター</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>延利用者数</td> <td>67,296</td> <td>64,959</td> <td>72,308</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	施設数	9	9	9	9	つどいの広場	2	2	2	2	地域子育て支援センター	7	7	7	7	延利用者数	67,296	64,959	72,308	—
	H22	H23	H24	H25																						
施設数	9	9	9	9																						
つどいの広場	2	2	2	2																						
地域子育て支援センター	7	7	7	7																						
延利用者数	67,296	64,959	72,308	—																						
現状・評価	子育て中の親子が気軽に集い交流する場を保育所や街なかの広場として開設した。「つどいの広場にっこ」は、中三閉店に伴い移転したため利用者が減少したが、Nanakのオープンに併せて元の場所に戻った後、利用者が増加してきている。																									

## 1-5 一時預かり事業

根拠法	児童福祉法															
内容	<p>【概要】 通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 生後8週から小学校就学前までの児童</p> <p>【利用限度】 月7日まで</p> <p>【利用時間】 7:00～18:00 ※ 実施施設により異なる</p> <p>【利用料金】 ・1時間あたり 300円～650円 ・1日あたり 1,100円～3,000円 ※ 実施施設により異なる</p>															
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>延利用者数</td> <td>4,591</td> <td>4,522</td> <td>4,942</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	施設数	16	15	15	15	延利用者数	4,591	4,522	4,942	—
	H22	H23	H24	H25												
施設数	16	15	15	15												
延利用者数	4,591	4,522	4,942	—												
現状・評価	利用者は実施園の減少と共に年々減少傾向であったが、平成24年度は増加に転じている。															

## 1-6 乳児家庭全戸訪問事業

根拠法	児童福祉法								
内容	<p>【概要】 母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。</p> <p>【対象者】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭(原則として市内在住者)</p> <p>【訪問者】 保健師、助産師</p> <p>【利用料金】 無料</p>								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数</td> <td>1,008</td> <td>1,005</td> <td>1,067</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	訪問件数	1,008	1,005	1,067
	H22	H23	H24						
訪問件数	1,008	1,005	1,067						
現状・評価	計画件数以上の訪問をしているが、全戸訪問には程遠い状況にある。人員と予算の確保が課題になっており、事業の整理、見直しを行いながら、実績を上げる体制づくりを検討していく必要がある。								

## 1-7 養育支援訪問事業

根拠法	児童福祉法								
内容	<p>【概要】 家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る。</p> <p>【対象者】 養育支援を特に必要とする妊婦・乳幼児の家庭</p> <p>【訪問者】 保健師、助産師</p> <p>【利用料金】 無料</p>								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延訪問件数</td> <td>310</td> <td>247</td> <td>357</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	延訪問件数	310	247	357
	H22	H23	H24						
延訪問件数	310	247	357						
現状・評価	様々な課題を抱える家庭への支援は、関係機関との連携を密にしながら継続的に関わることが重要となる。限られた人員での対応となり乳児家庭全戸訪問事業と同様にマンパワーの確保が課題となっている。								

## 1-8 ファミリー・サポート・センター事業

根拠法	児童福祉法												
内容	<p>【概要】 子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行い、ファミリー・サポート・センターがこれを援助する。 (登録事務, 利用についての調整等)</p> <p>【対象児童】 小学校6年生までの児童</p> <p>【利用料金】 ・月曜～金曜 1時間 550円(早朝・夜は600円) ・土曜・日曜・休日 1時間 600円(早朝・夜は700円)</p>												
運営者	特定非営利活動法人 盛岡市ファミリーサポートセンター												
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数</td> <td>1,288</td> <td>1,456</td> <td>1,617</td> </tr> <tr> <td>活動件数</td> <td>2,585</td> <td>3,733</td> <td>4,003</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	会員数	1,288	1,456	1,617	活動件数	2,585	3,733	4,003
	H22	H23	H24										
会員数	1,288	1,456	1,617										
活動件数	2,585	3,733	4,003										
現状・評価	年々活動件数が増えているが、依頼会員の増加に対し提供会員が少ない状況が続いており、増員に向けた広報活動が必要である。												

## 1-9① 子育て短期支援事業（ショートステイ）

根拠法	児童福祉法								
内容	<p>【概要】 保護者が疾病, 社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院, 児童養護施設等で短期的に預かる。(宿泊も可)</p> <p>【対象児童】 市内在住の18歳未満の児童</p> <p>【利用期間】 原則として1年度あたり7日以内</p> <p>【利用料金(1日)】 2歳未満 5,350円 / 2歳以上 2,750円 ※ 生活保護世帯等は軽減措置有</p>								
施設数 (H25.4.1)	乳児院 2か所 児童養護施設 3か所								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延利用日数</td> <td>163</td> <td>178</td> <td>153</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	延利用日数	163	178	153
	H22	H23	H24						
延利用日数	163	178	153						
現状・評価	保護者の傷病を理由とする利用が多いが、中には適切な養育がされていない事例も見受けられている。家庭相談等の関わりを含む多面的な支援の必要性がある。								

## 1-9② 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

根拠法	児童福祉法								
内容	<p>【概要】 残業や休日の仕事などで、夜間または休日に児童の養育が困難な方のために、夕方から夜間、休日に児童を預かる。(宿泊も可)</p> <p>【対象児童】 市内在住の18歳未満の児童</p> <p>【利用期間】 ・夜間 原則として17:00～22:00(宿泊も可) ・休日 原則として8:30～17:00</p> <p>【利用料金(1日・1回当たり)】 ・夜間 750円(宿泊の場合は1,500円) ※ 生活保護世帯等は軽減措置有 ・休日 1,350円</p>								
施設数 (H25.4.1)	乳児院 2か所 児童養護施設 3か所								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延利用日数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	延利用日数	0	0	0
	H22	H23	H24						
延利用日数	0	0	0						
現状・評価	受け入れ可能な施設があるものの、近年、利用実績がない状況が続いている。保護者に対し、制度の周知が必要と思われる。								

## 1-10 延長保育事業

内容	<p>【概要】 保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、18時以降も保育を必要とする児童に対し、20時まで延長して保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 保育所に入所している児童で、就労等の理由により18時以降の時間の保育を必要としているもの</p> <p>【利用時間】 18:00～20:00 ※ 実施施設により異なる</p> <p>【利用料金(月額)】 ・1時間延長 旧盛岡市域 3,000円 / 玉山区 2,500円 ・2時間延長 旧盛岡市域 4,500円 / 玉山区 3,000円 ※ 生活保護世帯等は軽減措置有</p>				
施設数 ・ 利用者数		H22	H23	H24	H25
	施設数	55	59	60	62
	利用者数	852	856	791	—
現状・評価	<p>新規開設園については、すべての園で延長保育事業に取り組んでいる。利用者が順調に増加している園がある一方で、全体としては利用者の減少傾向がみられる。</p>				

## 1-11① 病児・病後児保育事業（病児・病後児保育）

根拠法	児童福祉法				
内容	<p>【概要】 児童が病気で保育所などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所に併設した施設で児童を預かる。</p> <p>【対象児童】 市内在住又は市内の保育所等に通っているおおむね10歳未満の児童</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 8:00～18:00 ※ 実施施設により異なる</p> <p>【利用料金】 1日 2,200円 ※ 生活保護世帯等は軽減措置有</p>				
施設数 ・ 利用者数		H22	H23	H24	H25
	施設数	3	3	3	3
	延利用者数	2,167	1,994	2,039	—
現状・評価	<p>年々利用者数が増えており、時期的に利用を断らざるを得ないこともある。実際に利用した人数だけでなく、利用できなかった人数からも需要を把握し、対応を検討する必要がある。</p>				

## 1-11② 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

根拠法	児童福祉法				
内容	<p>【概要】 児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応及び保健的な対応を図る。</p> <p>【対象児童】 事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど「体調不良」になった児童</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 8:00～18:00 ※ 実施施設により異なる</p> <p>【利用料金】 無料(通常保育料金に含む)</p>				
施設数 ・ 利用者数		H22	H23	H24	H25
	施設数	2	2	2	2
	延利用者数	1,540	1,625	1,926	—
現状・評価	<p>年々利用者数が増えており、時期的に利用を断らざるを得ないこともある。実際に利用した人数だけでなく、利用できなかった人数からも需要を把握し、対応を検討する必要がある。</p>				

## 1-12 休日保育事業

根拠法	児童福祉法															
内容	<p>【概要】 休日に保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、保育の欠ける児童に対し保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 市内在住の生後8週から小学校就学前までの休日に保育の欠ける児童</p> <p>【利用時間】 7:00～20:00 ※ 実施施設により異なる</p> <p>【利用料金】 1日 2,000円(年末年始は3,000円) ※ 生活保護世帯等は軽減措置有</p>															
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>延利用者数</td> <td>2,965</td> <td>2,761</td> <td>2,439</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	施設数	6	5	6	6	延利用者数	2,965	2,761	2,439	—
	H22	H23	H24	H25												
施設数	6	5	6	6												
延利用者数	2,965	2,761	2,439	—												
現状・評価	利用実績から、事業を中止する施設が出ている。休日保育の利用実態(当日キャンセルを含む。)を把握し、事業実施について検討する必要がある。															

## 1-13 放課後児童クラブ（学童保育クラブ）

根拠法	児童福祉法																									
内容	<p>【概要】 保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。</p> <p>【対象児童】 小学生</p> <p>【利用時間】 ・月～金曜日 下校時～21:00 ・土曜日・長期休業期間中 7:00～21:00 ※ 実施施設により異なる</p> <p>【利用料金】 0円～17,000円 ※ 実施施設により異なる</p>																									
施設数 ・ 利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>36</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>公設</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>民設</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>1,642</td> <td>1,729</td> <td>1,790</td> <td>1,848</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年度5月1日現在)</p>		H22	H23	H24	H25	施設数	36	39	44	44	公設	11	11	13	12	民設	25	28	31	32	利用者数	1,642	1,729	1,790	1,848
	H22	H23	H24	H25																						
施設数	36	39	44	44																						
公設	11	11	13	12																						
民設	25	28	31	32																						
利用者数	1,642	1,729	1,790	1,848																						
現状・評価	利用希望者が増えてきていることから、新規開設を行っているが、地区によっては利用できない児童がいる状況である。																									

## 1-14 妊婦健診

根拠法	母子保健法								
内容	<p>【概要】 妊婦が市と契約した医療機関及び助産所において実施した健康診査及び検査について、所定の金額を公費負担する。なお、里帰り出産などで県外医療機関で受診した場合は、償還払いで対応している。</p> <p>【対象者】 市内在住の妊婦</p> <p>【利用回数】 健康健診14回及び子宮頸がん検診1回</p> <p>【助成金額】 合計 89,530円(受診票を交付/平成24年度単価)</p>								
実施施設	契約医療機関・助産所								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延利用者数</td> <td>31,411</td> <td>31,719</td> <td>31,149</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	延利用者数	31,411	31,719	31,149
	H22	H23	H24						
延利用者数	31,411	31,719	31,149						
現状・評価	平成21年度から国の標準的な実施回数に準じて実施。検査項目等については県内統一となっている。県内医療機関での第1回目受診率は平成24年度が97.8%、出産週数の個人差や県外出産等により平均受診率は79%となる。安心・安全な出産のために重要な事業となっている。								

## 2 盛岡市における保育所待機児童対策

### (1) 保育所待機児童数の推移

(基準日は各年度4月1日)

	待機児童数 (単位:人)	施設数			定員(単位:人)			前年度 からの 定員増 (下段-累計)
		公立	私立	合計	公立	私立	合計	
平成22年度	43	16	40	56	1,395	3,711	5,106	271
平成23年度	46	16	43	59	1,395	3,890	5,285	179
平成24年度	48	15	44	59	1,275	4,059	5,334	450
平成25年度	50	14	48	62	1,155	4,390	5,545	49
H25.10.1現在	233							499
								211
								710

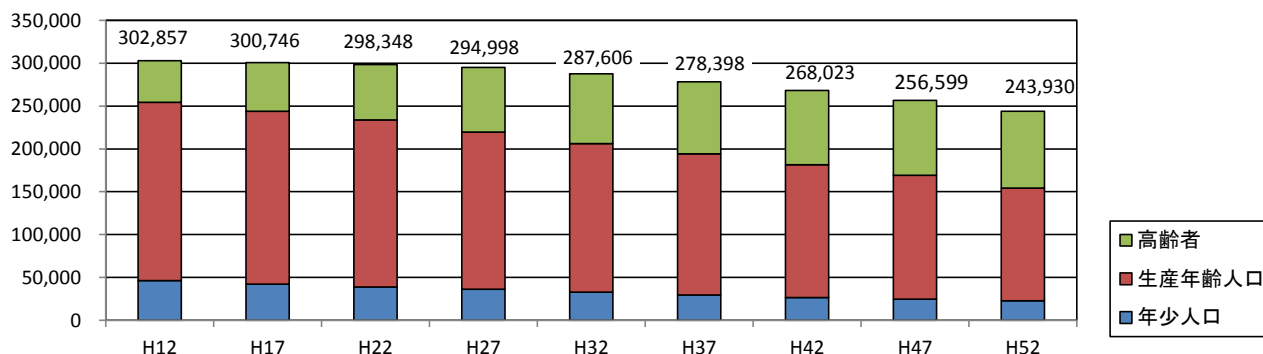
### (2) 待機児童解消に向けた取り組み

盛岡市では、待機児童の解消を図るため、下記の取組を行ってまいりましたが、待機児童の解消には至っておりません。平成27年度の新制度本格実施を待つことなく、国の実施する「待機児童解消加速化プラン」(平成25・26年度)にも参加し、待機児童解消を図っていくこととしています。

- ・ 保育所新設による定員増
- ・ 増改築による定員増
- ・ 定員の見直しによる定員増
- ・ 幼保連携型認定こども園移行による定員増
- ・ 入所円滑化による定員の弾力化

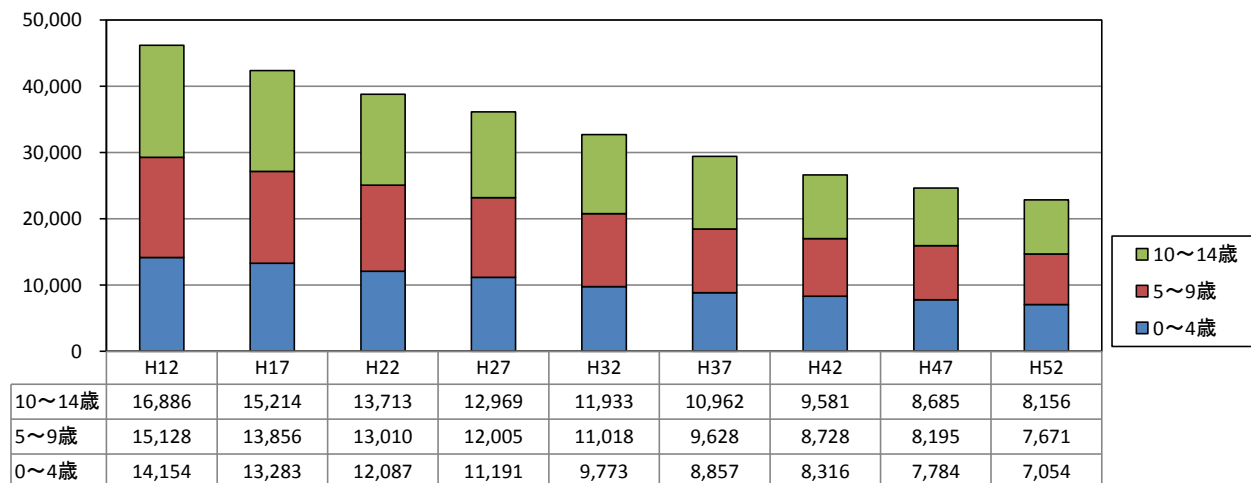
## 【参考】 盛岡市の人口

### 盛岡市の人口動態及び将来推計人口



盛岡市の人口は平成12年をピークに減少しており、今後も減少していく見込みです。

### 盛岡市の人口動態及び将来推計人口〔年少人口〕



特に年少人口については、減少の割合が大きくなっています。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」